

## 第 245 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 5 年 9 月 15 日（金）13 時 30 分から

2 開催場所 長野県水産試験場 魚病総合指導センター 2 階会議室

3 出席者

内水面漁場管理委員 13 名

漁業者代表：古谷 秀夫、大沼田 志津男、飯田 好輝、石田 和夫、興水 由香理

採捕者代表：小澤 哲、金井 恒一郎、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介、酒井 美月

事務局：吉田書記長他、事務局員 3 名

4 議事

- (1) 漁場計画（漁業権免許の内容等）の事前決定案に対する答申について
- (2) 野尻湖から関川等へのオオクチバス等逸出確認調査結果と今後の対応について
- (3) オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準について
- (4) その他

5 会議内容

平林会長挨拶 会議に入る

吉田書記長 ここからは、平林会長に議事の進行をお願いします。

平林会長 まず、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を、大沼田委員、金井委員をお願いします。

それでは、(1)「漁場計画漁業権免許の内容等の事前決定案に対する答申について」ですが、これにつきましては、前回第 2 4 4 回委員会に知事から当委員会へ諮問され、委員会として利害関係人から意見を聴くための公聴会を県下 4 会場で開催しました。

先ず事務局から公聴会の結果について報告をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、各会場に出席された委員の皆様から何か補足等ありましたらお願いします。公述もなかったのでもよろしいですか。

それでは、事務局の説明に御質問等ありましたらお願いします。

特によろしいですか。それでは公聴会の公述を踏まえまして、資料 1 の 12 ページになりますが、この案のとおり委員会として答申するわけですけど、この案について異存ございますか。

委員 異議なし

平林会長 異議なしということで、委員会として本案を知事に答申いたします。

それでは2つめの「野尻湖から関川等へのオオクチバス等逸出確認調査結果と今後の対応について」事務局からのご報告をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 ただ今、「野尻湖から関川等へのオオクチバス等逸出確認調査結果と今後の対応について」の報告いただきました。こちらにつきましては、関係者ということで石田委員にはご退席いただいて議論を始めたいと思います。

石田委員 退席

平林会長 それでは委員の皆さんからいかがですか。

高田委員 今回はコクチバスはかなり大きな個体が緊急放水で逸出したということですが、確認ですが、緊急放水は事前に東北電力から報告があり、池尻川のスクリーンを上げて、コクチバスが下流へ流出したんでないかということですが、小丸山と御小屋用水も3枚の鉄製のスクリーンを緊急放水で上げられたのでしょうか。

事務局 小丸山、御小屋用水のスクリーンは上げていません。増水も確認されておりません。

高田委員 古い話ですが、10年はたっていないと思いますが、現場を委員会で2回見に行きました。用水はほとんど水がない状態でした。今回用水への水門は閉められていたということで水がほとんどない状態であったかと思うのですが、池尻川から写真を見ると排水はかなり大きな出口ではありますが、ほとんど水のない用水を遡上することはあるのかなと思いますけどどう考えたのでしょうか。

事務局 農業用水なので、最低限の水は流れていました。魚が十分に遡上できる程度の水量、水位20cm程度は確保されていました。

平林会長 よろしいですか。今の説明では池尻川に出てしまったものが、登って行って捕まったということでもよろしいでしょうか。

他に何かございますか。

4ページの調査結果のまとめの考察の中で3段目の3行目緊急放水に先立ち、池尻川の外来魚防止装置の一時開放を行ったとありますが、具体的に示していただきたいと思います。

事務局 3日の9時に緊急放水終了と連絡が来てから速やかに閉めたと聞いているので、その日のうちには閉じていたと認識しています。

平林会長 具体的にいつからいつまで解放されていたのですか。

事務局 6月2日の午前中から3日のお昼くらいだと思います。

平林会長 これについては毎日報告いただいているのですが、時間は正確にわからないんですか。毎日報告いただいていますよね。今回は特にイベントとしてあげているわけだから時間の報告があって当然だと思いますが。いかがでしょうか。

事務局 毎日ファックスでいただいておりますが、今回スクリーンの開放時間について記載はありませんでした。

平林会長 それだと毎日報告をいただいている意味がなく、ものすごく重要なイベントが起きているので、その時に何時に網を上げて何時に閉じたのか当然書いてあってしかるべきと思います。今のお話ですと、通常の業務報告を毎月いただいても、もし時間が書いてないのであれば、今度から記載するようお願いしてもらわないといけません。そのために毎日労力を使って報告いただいているので、きちんとお願いしていただかないといけません。

事務局 ご指摘のとおりです。具体的な記載はありませんでした。東北電力から連絡があった時点で、野尻湖漁協には開閉の時間を記録するよう指示すべきでした。今後はそのように対応させていただきます。

平林会長 他にございますか。無ければ私から2つ目ですが、7ページ目の1の2つ目の○ですが、野尻湖漁協さんが緊急放水後の6月5日10時及び17時に、地点Aで2回電気ショックをやっていただいて、オオクチバスが捕獲されなかったと書いてあります。緊急放水で網を上げた時の対応を速やかにしていただいておりますが、それでうまく捕まらなかったのも、2回目の調査時に見つかったということですが、緊急放水後の駆除作業は地点Aだけで良かったのかということが議論となると思います。今回捕まらなかったことで、地点数がこれで良かったのか検討しておく必要があると思います。

事務局 資料は誤解を招く表現でしたが、審査及び判断基準に従うと定点である用水路、池尻川と任意の下流の3定点ということになっておりまして、実際6月5日、9月のほうも野尻湖漁協で地点A、B以外の定まった地点でも調査をして、採れなかったと報告いただいています。

そのうえで、調査地点を増やすべきということですが、6月2日以降の事務局の2回の調査で、少なくとも合流点付近の定点と池尻川本流のほうでは確認されていないということですので増やす状況ではないと考えています。

平林会長 わかりました。資料は6月5日にA地点、8月31日はA地点とB地点だけでやっとな読みますが、実はそうではなくて広範囲にわたっていくつかの定点で調査をした結果、捕獲されなかったということですね。それではきちんと資料の訂正をして残しておくようにお願いします。

他に皆さんございますか。

7ページ目にあるような形で対策と今後の対応を事務局でまとめていただいておりますので、こういう形で行くということですが、何かご意見ございますか。

高田委員 逸出が起こったのは今回だけでなく過去にもあった。その時も緊急放水が原因でした。緊急放水時には網を上げる必要があるのも、ある意味致し方ない。それでも逸出は絶対起こってはいけない、何度も起こらないようにということだと記憶している。

前回の、4年8カ月前と今回、あってはならないことが起こっている。そういうことなので、放水後の逸出したものの回収方法の工夫が必要ではないかと結果を見て感じました。このままいくのであれば、次の緊急放水で3回目が起こりうる。今回は下流の関川では捕獲されなかったからよかったものの、下流側のことを考えると、もう少し手厚いカバーをする必要があるのではと思います。

特に緊急放水時に手厚いカバーをする必要がある。

野尻湖から逸出しているということがわかっているということは、野尻湖漁協が毎日監視し、水試が調査しているおかげでわかったこと。これ以上の労力を注入してとは言いきいが、もし3回目、しかも関川で起こった時のことを考えると、許可している委員会の責任が追及されかねない。

平林会長 高田委員さん、具体的にどうしたら良いのかをご発言願います。お気持ちはよくわかりましたが、方法案を一つ二つご示唆いただくとありがたいのですが。

高田委員 現場で何年も調査をやってきて、漁協さんが任意で調査しているが、水試が現場を見て、たまりそうな場所を検討するとか。緊急放水が起こった時には関川を含めて、緊急調査を複数回、金と人手がかかるが、理想形を言わないと話にならないので、簡単に手を打たないでいただきたい。

平林会長 漁協は漁協でやって、その他に水試もほぼ一緒の時期にやるということですかね。

高田委員 複数回ですね。時期をずらして。3か月わからなかったのは、その間調査をしていないから。回数を増やす必要があるのかなと思います。

平林会長 高田委員さんのご意見ということですね。  
絶対出ないというのは無理ですが、起きた時の対応が大事だと思います。

事務局 資料3のP3(3)④の洪水等不測の事態の発生時、最低2回連続して捕獲されなくなるまで、任意の最低3地点で電気ショッカーのよる捕獲ということで、ここまでやってるんだと感じた。ただ今回は結果として逸出したということで、改めて勉強させていただくと、最低2回連続しての連続の部分のやり方とか、最低3地点の持ち方とか、もう少し科学的根拠で、あるいは逸出の原因が緊急放水とわかっているの、緊急放水の時間とか量とか見ながら、最適なやり方をもう少し考えてやったほうがよかったのかなと反省点もあります。

やみくもに回数を増やすのではなく、今あるやり方の工夫を、水試の意見も聞きながら考え、漁業協同組合の方に捕獲をやっていただくと、事務局的には考えます。

桐生委員 今までの話を聞いていると、やむを得ないと思うが、現実として緊急放流の時に逸出防止装置は機能していないということ。緊急放水時に防止装置が機能できるような方法はないか、やり方を考える必要があるのではと思います。

もう一つは、最近オオクチバスが見られないが、数は減っているのか。

コクチバスは順調に資源は維持されている。漁協としてはこういう事態であれば、コクチバスの資源の制限を検討する必要があるのでは。例えば産卵床の破壊とか、稚魚の捕獲とか併せてやっていかないと。法的根拠はないが、漁協としてはそういう姿勢で対処していく必要があるのでは。具体的には思い浮かばないが、何か方法があれば、方法

を検討していただきたい。

事務局　すぐに案は浮かびませんが、この後お示しさせていただく判断基準の案では、許可について設置する装置を条件にしているわけですが、(別の装置を)設置できないという判断は、河川法も加味しながら、他県の事例を見ながら、漁協と一緒に考えていければいいかと思えます。

平林会長　河川法上という、他県でもこういう時には河川から全て人工設置物を上げないといけないのではないのでしょうか。他県で装置を上げない事例はないと思われ、何か入れてというのは基本的に難しいのではないのでしょうか。

事務局　治水を考えると、今回のケースでは装置を上げる必要があると思えます。今までもこれからも、なかなか難しいと思えます。

高田委員　放流の時に上げなければならない、一次的な工作物だからそうなる。恒久的な工作物であれば上げる必要はない。橋げたとかいろいろある。以前も議論となり、私から資料を提供したことがある。アメリカの五大湖とミシシッピー川とつながっている水路では、とてつもない大きな電気柵を設置している。川底と側面にいくつも電極を刺して、いわゆる電気ショッカーと同じ原理ですね。金と許可があれば可能。すごく経費はかかるし、許可が大変だと思えます。国の理解が必要。でも実際にやっているところはあります。

桐生委員　今もやってるかはわかりませんが、河口湖の取水口に東電が電気柵を設けた。かなり前の話です。目合いとか電力わからない。その時の話だと稚魚は電気に強いらしい。現状は分からない。ここでは東北電力が電気スクリーンを設置すればいい。

酒井委員　電気柵の話とずれるが、前回の東北電力は何も案内なしに上げてしまったという話でした。それと比べると今回は対応がよくなった。東北電力から県に、県から漁協に連絡が行ったと思えますが、予報も精度が増しているので、何時ころ放水、何時ころ止めるかという連絡を、正確に速やかに電力会社から県に連絡が来て、県から漁協に連絡を入れるべきです。

一方で、東北電力は降りそうというタイミングで何故満水までくみ上げていたのか。できるだけ貯めたい気持ちはわかりますが、予想はできるはず。事情がある場所なので、リスクをとるようなことはしたくないので、要請はできるのではないのでしょうか。

溢れそうなら緊急放水をすればいいというスタンスで運用をしてほしくない。信頼関係も崩れるので、依頼できればしてほしい。そうすれば余計な仕事もなくなります。

事務局　タイムリーな話で、東北電力から地元の野尻土地改良区に毎年農業用水として6月1日に水利権が引継になります。そのために1か月以上かけて、計画的に満水にしていました。そこにたまたま6月2日に時間雨量は少量だが、24時間程度降雨が続きました。偶然が重なった非常にまれな事例でありました。

平林会長　そろそろまとめに入りますが、水の管理については電力会社でやっていて、こういう放水ということはあり得るので、それに対してどう対応していただくかが重要だと思います。将来的には電気柵ということもあるかもしれませんが、とりあえずここ数年の不測の事態の時の対応について検討しましょう。事務局で話が合ったように次の議題とも

関連しますが、資料3の3ページ目にある最低2回連続してとか、任意の最低3地点というところを、今までの捕獲の履歴をもとにして、どこら辺でとれるのか、どこら辺で逸出しやすいのか、魚の専門家によく見ていただいて、効率的な捕獲を考えてみて、もし今後も同様のことが続くようであれば、先ほど高田委員がおっしゃったように、「頻度を上げて」といったようなことも必要と思います。まずは先ほどの事務局の提案のとおり、最低2回連続してとか、任意の最低3地点というあたりのところをもう一度見直して、説得力のある所でやっていただくということでまとめたいと思いますがどうでしょうか。

竹原委員 一番最初にバスの関係で野尻湖漁協から申請があった時に、話が出たと思いますが、緊急放水はもちろん、それ以外でも大雨があった時には流れ出る可能性あるということも話したと思いますが、その時に、こういう形で防止装置をつけて、かつ、何かあった時には調査をして、更にそれでも出たらしょうがないという感じを自分は受けた。そこを突き詰めなかったことが今のような問題になってきていると思いますが、委員会でもやるだけやって、それでも逸出してしまったら仕方ないと、暗黙の了解のような感じで漁協に許可を出したんじゃないかと思ってます。

平林会長 そういうご意見ということで承ります。

他に何かございますか。

今回の件につきましては、先ほど申し上げたとおり、不測の事態の対処法のところを科学的な根拠に基づいて判断いただいて、対処していただくということで、今回は様子を見て、次に同じことが起きようであれば、先ほど高田委員がおっしゃった感じで、回数を増やすといったことを検討せざるを得ないと思います。今回は、不測の事態の対処法のところを検討いただくということでよろしいでしょうか。

特にご意見ありませんので、今回そういう形にさせていただいて、今後起こりうる可能性があるので、次の委員会の時に議論させていただきます。今日の議事録に残っているので、それを踏まえて検討していくという形でお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは2番目の議題はこれで終了させていただきます。

石田委員に戻っていただけてください。

石田委員 着席

3番目の議題の「オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準」についてですが、現在、委員会で指示しているオオクチバス等の再放流の禁止については、野尻湖漁業協同組合で解除されておりますが、令和6年3月31日をもって解除期間が終了します。

本日、委員の皆様には、再放流禁止指示の解除申請が提出された際の審査及び判断基準を御審議いただきます。事務局から説明いただきます。

事務局 資料3に基づき説明

平林会長 ありがとうございました。

ただ今資料3の1ページ目のところをご説明いただきました。それではご意見をいただきますが、石田委員は関係者なので退席願います。

石田委員 退席

平林会長 それでは、今日、ご意見をいただいて、次回ディスカッションする機会がございます。今日は先ほどのことを含めて、次回どうするか、事務局で書き留めていただいて、それを基に議論できるようにしていただきたいと思います。

事務局案では、「第5期と同様に、第6期も審査と判断基準は変更を加えないものとする」ということでした。理由については今説明したということになっています。私の個人的な意見ですが、運用をきちんとやっていただかないと困るかなと思います。先ほどの例もそうですが、判断基準については私もこれでいいと思っていますが、運用部分がしっかりとできていないと、毎日報告をしていただいても、大事なことが記載されていないと意味が無いように思います。「運用をきちんとやっていただくように、確認いただく」というコメントをつけたいと思っています。どうしても時間が経てきますと、毎日やっているのルーチン的な仕事になってしまって、本当に必要な記載や報告が埋もれてしまう可能性があって、今回、それが見受けられたような感じがしました。運用をきちんとやっていただくようお願いできればと思います。

高田委員 次の申請の解除の条件が第5期と同様ということが原案ということですが、逸出魚発見時の対処方法で、監視頻度を可能な限り高め、最低2回連続して捕獲されなくなるまでとありますが、矛盾した表現ですよ。頻度を高めというのは1回めをその日の午前に行って2回目を午後に行ったら頻度を高めたことになるし、2回やったことになる。どれだけ間をあければいいかを専門家に聞かないとしかたないのですが、そういうところを指定するとか、捕獲場所を選定するとか、先ほどの議論では専門の人は、溜まりそうな場所はわかるので、そこは最低限調査するとか、そういう工夫は書き込めないのでしょうか。

事務局 委員会指導等により改善した施設、対応を基本とするという考え方にしています。緊急放水の後には、基本的には判断基準によりますが、今回は2回調査して取れなかったことで事務局で良しと判断しましたが、前回4年8カ月前の緊急放水は3時間半、今回20時間開放ということで、開放時間が全然違う中で、前回と同じ対応を事務局としてしたという経過ですので、そこは放水時間に応じて回数を増やすことを指示するとか対応することとして、基準は変えないという対応としたいと考えます。

高田委員 確認ですが、緊急放水の時間が前回は3時間半、今回は20時間だったが、今回も同じ基準で行ったというところまでは事実として理解できましたが、3時間も20時間も本質的には差がないから、これまでのやり方を踏襲しますと理解しましたが、そういうことでよろしいですか。

事務局 今回はそれで判断して、2回連続で実施してもらった結果が、このような事態につながったと思います。今後この基準の中で、最低2回といった表現になっていますので、今回の結果も踏まえて、長い時間解放した際は、事務局として、3回、4回という指導をしてまいりたいと思います。

酒井委員 これは審査及び判断基準の案なので、第5期のままでよいのか、今回こういう事態があったので、第6期でもう少し書き込みをするかということ、こちらのほうで案があ

れば言うておいて、検討してもらおうということでもいいですね。だとすると3ページの④に関して、先ほど意見があったように、不測の事態の内容に応じて専門家が対応して、回数とか地点の部分を検討したうえで実施すると変えたほうが、現実に即したものとなると思います。

野尻湖で話をしていますが、野尻湖では最低2回、3地点だけど、他ではその限りではない。最低ラインの数字を書いたとしても、場所、状況に応じて、専門家に聞いて回数、地点を確認すべきと記載しておけば無理がないのではないかな。

それと、3ページの監視頻度のところは、審査及び判断基準では毎月1回以上となっていて、野尻湖の申請では10日に1回の頻度と書いてある。今回も放水後のほかに10日に1回ショッカーによる確認をされていて、3か月後までわからなかったということはやっているのに、8月31日まで見つからなかった。やり方に問題があったのではという議論に当然なります。だから、専門家に場所等の判断を仰ぐべきであったということ審査判断基準に入れておくべきだと思いますので、ご検討お願いします。

平林会長 そういうご提案とご意見ということで記録しておいてください。

桐生委員 8ページの監視頻度のところですが、1期は投網、たも網による確認だったのが、2期からは電気ショッカー等による確認となった。現在は電気ショッカーしかやってない。電気ショッカーは操作する人と、下流に3人くらいですか、結構人手がかかります。電気ショッカーだけでなく、狭いところであれば投網でも十分確認できます。10日に1回でなく毎日やってもらってもかまわない。金はかからないし。できる人がいるかが問題ですが。電気ショッカーが一番いいと言われているが、投網は場所によっては何回でもできる。電気ショッカー等というのを投網も併用するなど方法を広げたら。10日に1度も、場所を限れば毎日でもできる。その辺も検討したほうがいいと思います。

平林会長 ただ今のご意見は、調査方法について検討するというのと、方法を変えれば頻度もあげていいのではということの2つのポイントがありました。

事務局 頻度を上げると経費もかかるので、漁協としてどこで折り合いをつけるかだと思います。現状は電気ショッカーが一番効率よい。池尻川本流はともかく、用水路は電気ショッカーしかできない。池尻川本流は投網を打てる川幅ですが、電気ショッカーのみで実施しています。漁協として10日に1回でも労力的にも頑張っているとお聞きしています。方法を変える、頻度を上げるのは厳しいかと思いますが、漁協との相談になるかと思います。

平林会長 方法について検討するというので。

10日に1回やっていることですが、これは委員会では報告はいただけないのですか。

事務局 10日に1回、事務局に報告をいただいています。逸出魚が確認されたという報告は今までありません。なので、委員会で議題としてあげたことはございません。報告の必要があれば報告したいと思います。

平林会長 普段ものすごく大変なことをやっていると思います。10日に1回ということは、年間36回もやっている。年1回データを示すことで漁協の努力も伝わるのではないのでしょうか。出しても差し支えないと思います。



また資料をよく見ていただいて、次回これを基に話す機会があると思いますので、頻度、不測の事態時の対応など、いろいろ意見を頂いてますので、次回ご協議いただければと思います。

この件に関しては、原案のとおりとはいきませんので、皆さん持ち帰っていただいて次回の委員会で、事務局から今日いただいた意見についてご発言いただきながら、まとめていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

石田委員に戻っていただいでください。

石田委員 着席

平林会長 その他ですが事務局から何かありますか。

事務局 事務局からはございません

平林会長 委員の皆さんから何かありますか。

飯田委員 ここ10年特に5年は川にほぼ何もいない。壊滅状態です。アユの釣り人は1万分の1になってしまった。うぐいはほぼいない。そこは流れが速いのでブラックバスはいない。魚がいなくなってしまう原因について、専門家の委員の皆さんに何かあればお聞かせいただきたい。

水産試験場 アユは長野県の場合、遡上がないため放流に頼っている。昔は冷水病もなかったので、稚魚を大量に放していた。冷水病も出てきて、漁場の環境も、臭い、病気等いろいろあると思います。放す種苗が大きくなってくると、量は放せなくなる。放流量が重要になってくる。釣り人は1度釣れなければ他へ行ってしまう。交通事情もよくなり、SNSなどネットで情報が共有される。遊漁者が来なくなれば収入が減って、アユを放流できなくなる。デフレのようなもの。放流に頼るのは厳しいという状況だと思います。

飯田委員 アユだけでなくウグイとかもまったくいない。ブラックバスやカワウが考えられるが、カワウも減っている。最大の原因は農薬だと思う。間違いないと思う。自然は結果を出す。あとで手遅れになって何をしていたんだと言われる可能性はある。委員会として早めに何らかの意見くらいは出すのがいいのでは。

平林会長 他にありますか。

竹原委員 千曲川源流部に高原野菜とかありまして、そこから雨の時に川に流れてきているという事は言われています。あと、河川工事の関係、これはわかりませんが温暖化が続いている影響で、川の水温も絡むのかなと思います。各河川の水温測定はしているのでしょうか。

事務局 水試でやってなければ、県では持ち合わせていない。

飯田委員 水試の佐久支場でやっているのでは。

石田委員 野尻湖も保健所でやっている。

竹原委員 それで1℃上がったとかデータはあるのか。

石田委員 公表されていないのでわからない。

飯田委員 水田でオタマジャクシがいなくなる。トンボが0になった。  
5年前に苗箱にまく農薬が変わった。長い期間効くので、それが影響していると思う。

水谷委員 平成19年に県環境部会で各河川の生物生息調査を実施した。今後も行われるのか。  
大町は農薬の影響はない。人により違うからわからないが、私は下手になったのか最近釣れなくなったと思います。

事務局 環境部のほうで、環境白書のようなものを作成するのに調査をしているが、5年くらいのスパンで項目も変わっていきなりする。テーマが温暖化になれば温暖化に伴う項目になったりするので、ずっとその項目があるかはわかりません。

高田委員 提案ですが、現場を見ていない委員が半数くらいいる。野尻湖の現場を見たほうがいいのではないか。こういう事例は山梨県と長野県だけではないかと思う。我々はかなり重い責任を負っている野尻湖漁協がどれだけの労力を使っているかということも理解しなければと思います。そういうものも勘案して議論するために現場を見るのはいかがですか。

平林会長 提案ということでよろしいでしょうか。他になれば事務局にお返しします。

事務局 長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。平林会長には円滑な進行をいただきありがとうございました。本日の議事の中で、我々の準備不足なところもございまして、コクチバスの再放流禁止解除の判断基準については次回に結論を持ち越して、議論をしていただいて、最終的には2月に上がってくるであろう解除申請に準備をしていきたいと思っております。また、ただいま高田委員からご提案のありました現地視察ですが、野尻湖漁協さんの都合がよくて、皆さんも現場を見たいということであれば、視察を入れたいと思っておりますがいかがでしょうか。それでは野尻湖支館で午後1時からということで次回は開催したいと思いますので、よろしく申し上げます。

大変ご苦勞様でした。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟